

B 型肝炎の予防接種について

～予防接種を受ける前に必ずお読みください～

1. B 型肝炎

B 型肝炎ウイルスの感染を受けると、急性肝炎となりそのまま回復する場合もあれば、慢性肝炎となる場合や激しい症状から死に至ることもあります（劇症肝炎）。また、症状としては出ないままウイルスが肝臓の中に潜み、年月を経て、慢性肝炎・肝硬変・肝がんなどになることがあります。年齢が小さいほど、急性肝炎の症状は軽いかあるいは症状があまりはっきりしない一方、ウイルスがそのまま潜んでしまう持続感染の形をとりやすいことが知られています。感染は、肝炎ウイルス（HBs 抗原）陽性の母親から生まれた子どもや、肝炎ウイルス陽性の血液・体液等に直接触れたような場合などで生じます。

2. B 型肝炎の予防接種について

①ワクチンの効果

B 型肝炎ウイルスによる持続感染を防ぎ、将来発生するかもしれない慢性肝炎・肝硬変・肝がんの発生を予防するためにつくられたのが、B 型肝炎ワクチンです。

②副反応

倦怠感や局所の痛みが認められています。稀に、アナフィラキシー、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、ギラン・バレー症候群、視神経炎に加え、脊髄炎、多発性硬化症、末梢神経障害があらわれることがあります。

このような症状が現れた場合は、すぐに医師に相談してください。

3. 接種対象者について

B 型肝炎の予防接種は、平成 28 年 10 月 1 日から定期の予防接種になりました。接種対象者は平成 28 年 4 月 1 日以降に出生した、生後 1 歳に至るまでの方です。対象年齢を過ぎると、任意接種（有料）になります。

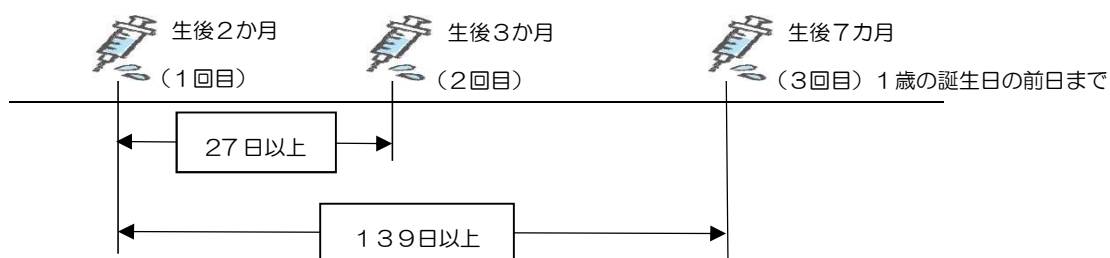
なお、母子感染予防のために抗 HBs 人免疫グロブリンと併用して B 型肝炎ワクチンの接種を受ける場合は健康保険が適用されるため、定期接種の対象外となります。

※標準的な接種期間は、生後 2 か月～9 か月です。

4. 標準的接種スケジュール

1 回目と 2 回目を 27 日以上の間隔をあけて接種、1 回目から 139 日以上あけて 3 回目を接種してください。（2 回目と 3 回目の間は 6 日以上の間隔をあげます。）

また、医師が必要と認めた場合には、このワクチンと他のワクチンとの同時接種が可能ですので、医師からの説明を受けてください。



5. 次の方は、予防接種を受けることができません

- ①明らかに発熱している。（通常は 37.5℃を超える場合）
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③このワクチンの成分によって過敏症（通常接種後 30 分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応を含む）をおこしたことがある場合

⑤その他、かかりつけの医師が予防接種を受けないほうがよいと判断した場合

6. 次の方は、接種前に医師とよくご相談ください

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障がいなどの基礎疾患のある場合
- ②過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた場合
- ③過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある場合
- ④過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある場合もしくは近親者に先天性免疫不全症の人がいる場合
- ⑤このワクチン成分またはラテックスに対してアレルギーをおこすおそれのある場合

ラテックス過敏症：天然ゴムの製品に対する即型の過敏症です。ラテックス製の手袋を使用時にアレルギー反応がみられた場合に疑います。また、ラテックスと交叉反応のある果物等（バナナ、栗、キウイフルーツ、アボガド、メロン等）にアレルギーがある場合にはご相談ください。

7. 接種後の注意

- ①接種後30分間は、ショックやアナフィラキシーがおこることがごく稀にありますので、医療機関でお子さまの様子を観察するか、医師とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。
- ②接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は速やかに医師の診察を受けてください。
- ③接種後1週間は副反応の出現に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときには、医師にご相談ください。
- ④このワクチンを接種後に、別のワクチンを接種する場合の接種間隔の制限はありません。
- ⑤接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- ⑥接種当日は激しい運動は避けてください。その他はいつも通りの生活で結構です。

8. 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障がいを残す等の健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができる場合があります。
- 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障がい児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障がいが治癒する期間まで支給されます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律など、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

【問い合わせ先】

岬町立保健センター 072-492-2424